

西宮市介護職員初任者研修等受講費助成金のご案内(2024年度)



介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する職員の確保を図り、質の高いサービスの安定供給を目的に介護職員初任者研修等を修了した人に研修受講費の一部を助成します(予算がなくなり次第終了)。

資格取得後に
3か月以上勤務して
から申請してね



西宮市キャラクター

みやたん

1. 助成対象研修

「介護職員初任者研修」「実務者研修」「居宅介護職員初任者研修」「生活援助従事者研修」

2. 助成対象者

申請時点で次のすべての要件を満たす人

- (1) 「西宮市内に所在する助成対象事業所(裏面参照)に勤務する人」または「西宮市内に住所を有する人で助成対象事業所(裏面参照)に勤務する人」
- (2) 対象研修を修了した日の翌日から起算して1年以内であること
- (3) 対象研修を修了した日以降の対象事業所1カ所における勤務期間(休職期間は除く)が3カ月を経過し、かつ、引き続き勤務していること
- (4) 対象研修受講に係る費用を全額自己負担していること
- (5) 対象研修に係る他の助成を受けていない人かつ受ける予定のない人

3. 助成金額

対象研修に係る受講費および教材費等の半額(千円未満の端数は切り捨てる)。

ただし上限3万5千円(実務者研修は上限5万円)。

(例) 助成対象経費が65,000円の場合

65,000円の半額は32,500円 千円未満を切り捨てるため、助成交付金額は32,000円

4. 申請方法

申請受付期間は令和6(2024)年4月1日～令和7(2025)年3月7日(必着)

次の①～④の必要書類を福祉のまちづくり課に郵送または窓口で提出してください。

- ① 西宮市介護職員初任者研修等受講費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 対象研修を修了したことを証する書類の写し
- ③ 対象研修の受講費等の領収書等の写し
- ④ 勤務証明書(様式第2号)

※ ④についてはお勤め先に発行を依頼してください。発行日から1か月以内のものに限ります

※ ①と④の様式については市のホームページからダウンロードすることができます

<問い合わせ・申請先>

西宮市役所 福祉のまちづくり課(市役所本庁舎3階)

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 電話: 0798-35-3135

詳しくは市のホームページ
をご覧ください

(番号: 40519664)



助成金交付申請の流れについて

受付期間は 令和6(2024)年4月1日～令和7(2025)年3月7日 です

STEP 1 書類準備

- 「介護職員初任者研修課程」、「実務者研修」、「居宅介護職員初任者研修課程」、「生活援助従事者研修」を修了された人で、申請時点で助成対象者の要件をすべて満たす人は、表面の必要書類をご準備ください。
- ※ 予算の範囲内で助成します。要件を満たす人は早めに申請してください。



STEP 2 交付申請

- 必要書類を準備でき次第、西宮市役所福祉のまちづくり課(市役所本庁舎3階)に郵送または窓口で提出してください。
- ※ 提出書類が揃った順に受付します。不備があった場合は受付できませんので、よくご確認ください。



STEP 3 交付決定・入金確認

- 西宮市介護職員初任者研修等受講費助成金交付決定通知書が郵便で届きましたら、助成金の入金をご確認ください。
- ※ 助成金を交付できない場合は助成金不交付決定通知書を郵送します。

助成対象事業所

介護保険サービス	居宅サービス (介護予防サービスを含む)	訪問介護(ホームヘルプ)	障害福祉サービス	居宅介護(ホームヘルプ)
		訪問入浴介護		重度訪問介護
		通所介護(デイサービス)		同行援護
		通所リハビリテーション(デイケア)		行動援護
		短期入所生活介護(ショートステイ)		療養介護
		短期入所療養介護(ショートステイ)		生活介護
		特定施設入居者生活介護		短期入所(ショートステイ)
		基準該当短期入所生活介護(ショートステイ)		重度障害者等包括支援
	地域密着型サービス (地域密着型介護予防サービスを含む)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		施設入所支援
		夜間対応型訪問介護		自立訓練
		地域密着型通所介護(デイサービス)		就労移行支援
		認知症対応型通所介護(デイサービス)		就労継続支援
		小規模多機能型居宅介護		就労定着支援
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		自立生活援助
	施設サービス	地域密着型特定施設入居者生活介護		共同生活援助(グループホーム)
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)		地域生活支援事業
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)		移動支援事業		
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		地域活動支援センター		
介護予防・日常生活支援総合事業	介護老人保健施設(老人保健施設)	日中一時支援		
	介護医療院	児童発達支援		
	介護療養型医療施設(療養病床)	医療型児童発達支援		
	第1号訪問事業※1	放課後等デイサービス		
第1号通所事業※2	児童福祉法	居宅訪問型児童発達支援		
		保育所等訪問支援		
		障害児入所施設		

※1 西宮市では予防専門型訪問サービス、家事援助限定型訪問サービス、共生型予防専門型訪問サービス

※2 西宮市では予防専門型通所サービス、共生型予防専門型通所サービス

国及び地方公共団体が運営する事業所は対象外です。